









消火器の破裂事故にご注意下さい!

令和3年5月に兵庫県姫路市の飲食店において火災時に古くなった消火器を使用したところ容器が破裂し、消火していた従業員の胸に当たり負傷する事故が発生しました。古い消火器は消火剤を噴出する圧力や転倒などによる、ちょっとした衝撃で容器が耐えられなくなり破裂することがあります。

重大な事故につながる危険性があるため、ご家庭や各事業所に設置されている消火器を定期的に点検しましょう!

■耐用年数が過ぎていませんか?

- ・住宅用消火器
 - ⇒使用期限はおおむね5年となっています。

ご家庭には「住宅用」と記載された消火器を設置してください。

- · 業務用消火器
 - ⇒使用期限はおおむね10年となっています。

各事業所には「業務用」と記載された消火器を設置してください。 また、期限を過ぎた業務用消火器は耐圧試験が必要です。

※消火器の使用期限は右図の例を確認してください。



■変形や破損、サビ、腐食はありませんか?



変形・ヘこみ



ビンの外れ、落下



サビ



腐食

上記の消火器があれば、交換又は廃棄しましょう

- ■古い消火器、不要になった消火器の廃棄方法
- ・消防署では回収・廃棄処分等はしておりません。また、消火器を一般ごみや粗ゴ ミに出すことは出来ませんので、消火器取扱業者に直接お問合せください。



救命講習会の開催について

毎年9月9日は「救急の日」と定められ、この日を含む1週間(日曜日から土曜日)を「救急医療週間」としています。この期間に町民を対象とした「救命講習会」を計画しております。詳しい講習内容については、8月19日発行の広報お知らせ版に掲載いたしますので、皆様方の参加をお待ちしております。



住宅用火災警報器は10年目を目安に点検・交換しましょう。

沼田町 『声かけよう みんなで確認 防火の輪』

